

「農の雇用事業」を活用 社員の定着を目指す

今回のキャスト

社長 藤田 匠、社員 西園寺 千代、剪主 伝法院 千里

研修生を受け入れることになったアルパカファーム。研修終了後は正社員として採用する予定だ。そこで藤田社長が思い出したのが補助金活用。就農希望者を雇用して実施する研修には、たしか補助金がついたはず。その制度は頻繁に見直しが行なわれているようで。

藤田 千代ちゃん、そういえばこの前面接に来ていた森田くんって、いつから研修が始まるんだっけ？

千代 ええっと、たしか来月からですね。東北地方からわざわざこちらに引っ越してくるので、その準備があるみたいですね。

藤田 来月からか。稲刈りも落ち着き始めるころだし、研修を始める時期としては、ちょうどいいかもね。新しくメンバーが入ってくるのは、そういえば久しぶりだね。

千代 バイトの人はちらほら増えていましたけど、社員を視野に入れた研修生は久しぶりですね。そういえば、以前山崎さんを社員で雇いはじめたときに活用した補助金って何でしたっけ？

藤田 ああ、そういえば補助金を使ったね。今回の森田くんも該当するからぜひ活用したいなあ。

伝法院 それはきっと農の雇用事業補助金ですね。

藤田 先生！ こんにちは。

伝法院 社長、千代さん、こんにちは。先日面接された森田くんは無事採用なんですね。

藤田 そうなんです。わざわざ遠方から来てくれるみたいで、若くてやる気がある青年だったので、その場で採用しました。

伝法院 それは良かったです。ちなみに、研修後は正社員として雇う予定でしょうか？

藤田 そうですね、3カ月間は研修生として頑張ってもらって、4カ月目から正社員としての雇用を考えています。

伝法院 それならやっぱり農の雇用事業補助金は活用検討しても良さそうですね。ちなみに50歳未満ですよ？

藤田 はい、まだ20代前半の若者です。あれ？ たしか農の雇用事業は、

対象年齢が45歳までではなかったのでしょうか？

伝法院 ええ、昨年度まではそうだったのですが、今年度から対象年齢が50歳まで引き上げになりました。そのほかにも、働き方改革実行計画の提出が必要になったり、3点ほど改正されています。

藤田 え、なんだか以前より手間が増えたようですね……。

伝法院 いえ、そのぶん「定着状況一覽表兼離農等防止改善策実施状況」の提出が必要になりましたので、以前と面倒さという点ではさほど変わらないですね。

藤田 そうなんです、安心しました。弊社のように、以前農の雇用事業補助金を受けている法人でも、再度活用することは可能なんですか？

伝法院 はい、その点は問題ありません。以前の対象者の山崎さんも、いま立派に働いていますし、大丈夫ですよ。

藤田 では、具体的に話を進めたいので、詳細を教えてください！

今回の執筆者
ふじたたくや
藤田 拓哉

(有)人事・労務
行政書士/
特定社会保険労務士



(有)人事・労務にて、社会保険労務士・行政書士として法的な観点から、農業分野を中心に活躍。特に、農業の特性を踏まえたマイナンバー制度対策や、農地法に関連する手続きのサポートに定評がある。コラム「今後の日本の農産物の海外市場への輸出可能性を考える」なども執筆。

▶ 「選ばれる農業経営」を申請書でアピール ◀

今年も、全国農業会議所で、農業法人等が新たに就農希望者を雇用して実施する研修に対して助成を行なう「農の雇用事業」の参加者の募集が始まっています。農業経営者の方ならば、一度は耳にしたことのある事業だと思えますが、時代の流れに沿うように、頻繁に見直しがなされていてイマイチ掴みどころがないと感じている方もいらっしゃるかと思います。

雇用就農者育成タイプ

「農の雇用事業」は種々ありますが、ここでは、申請数が圧倒的に多い「雇用就農者育成タイプ」の概要をご紹介します。下表のように、このタイプは雇用者に対し、直接賃金を補填するものではなく、あくまで農業技術や経営ノウハウの習得を図る実践的な研修（OJT）の実施に対しての支援です。

雇用就農者育成タイプ

助成額	研修生 1 人当たり：年間最大 120 万円
内訳	新規就業者に対する研修費：月額最大 97,000 円 指導者研修費：年間最大 120,000 円
期間	最長 2 年間
対象となる経費	新規就業者に対する研修費・指導者研修費 等

農の雇用事業は、農の雇用助成金（助成金は要件を満たすと必ず受給できる制度）とも呼ばれていますが、予算に基づいて、受給できる企業が限られている補助金になっています。たとえ要件を満たしても、受給できない場合があります。

このことから、まず補助金ありきではなく、自社の明確なビジョンを掲げ、相手から支援したい企業であると申請書類で伝えることが必要になってきます。確実な受給には形式的な要件を備えることはもちろんですが、農業経営者としての「志・思い」といったソフトな部分を申請に落とし込むことが大切になります。

2019 年度改正点

- ①研修生の年齢制限を原則 45 歳未満から「原則 50 歳未満」へ引き上げ。
- ②「働き方改革実行計画」の作成が必要となります。これにより従来の「定着状況一覧表兼離農等防止改善策実施状況」は不要となります。

③従業員数が 10 人以上の経営体には、年間の新規採択数に上限制限が設定されます。ただし、独立希望者の受け入れには上限を設けません。

この改正は、世の中の流れが農業界にも、目に見えて迫ってきていることを示しています。

- ①少子高齢化と農業界の人手不足を受けたもの。
- ②言わずもがな働き方改革の取り組みをしている農業経営体には優先的かつ積極的に国からの支援を行なうということ。
- ③助成金がひとつの経営体に偏らず、また雇用より次世代の農業経営者の数を増やすこと。

事業主に求められる要件

- 正社員として期間の定めのない雇用契約をすること（独立希望者を除く）。
- 研修指導者は、当該農業法人等の役員または従業員で、5 年以上の農業経験を有するもの等。
- 雇用就農者を農畜産物の生産や加工販売等の業務に従事させ、就農に必要な技術、経営力等を習得させるための実践的な研修を行なえること。
- 労働保険（雇用保険、労災保険）に加入すること。
- 農業法人は社会保険（厚生年金保険、健康保険）に加入すること。
- 常時 10 人以上の従業員を雇用する農業法人等は就業規則を定めていること。
- 「出勤簿」「賃金台帳」「労働者名簿」のいわゆる法定 3 帳簿を整備していること。

他の助成金との併用も視野に

雇用のミスマッチを防ぎ、農業経営者と雇用予定者（就業体験者）双方にメリットがある、トライアル雇用助成金、農業インターンシップ助成金を活用してみたいかがでしょうか。

トライアル雇用助成金 一定期間の試用雇用を通じて農業適性などを確認できます。対象者 1 人につき 4 万円を最長 3 カ月間助成。

農業インターンシップ助成金 1～6 週間の体験を通じて農業適性などを確認できます。1 週間以上の体験者 1 人につき 2 万円助成。

実は、これらの制度を通して農の雇用事業の申請をすると通常よりも優位に立つことができます。